

令和4年度 愛媛県災害対応建設機械保有支援事業 募集要項

1 事業の目的

地域の建設業者による建設機械の保有台数が減少していることにより、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時における応急復旧活動の円滑な実施が困難となることが懸念されていることを踏まえ、地域防災への備えの観点等から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有を促進し、災害時に応急活動等を実施する建設業者に対し、経費の一部を補助することにより、これらの建設業者による災害対応能力の向上と迅速な応急活動を行うことができる体制整備を図ることを目的とします。

2 補助対象者

当該支援事業の補助対象者は、次の各号のすべてに該当する事業者となります。

- ① 愛媛県建設産業団体連合会の会員団体に所属する建設業者
- ② 愛媛県建設工事入札参加資格を有する者
- ③ 愛媛県内に主たる営業所を有する中小企業者（個人を含む。）

【中小企業者の定義】

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人

3 補助対象建設機械

名称	範囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4 m ³ 以上のもの

4 補助率及び補助限度額等

補助率 1/2以内（1台につき200万円を上限）

※対象経費：補助対象建設機械の長期リースに係る経費のうち、次のいずれかの低い方の額

- (1) 長期リースに係る経費の総額をリース契約期間（月数）で除し、12月を乗じて得た額（月額リース料12カ月相当分（1円未満切捨て））

(2)リース契約書に基づき令和5年3月31日までに支払う長期リースに係る経費

※限度台数：1者あたり1台

※この補助金以外に当該建設機械のリースに関して別途補助金等の交付を受ける場合は、別途交付を受ける補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

5 交付要件

- ① 令和4年4月1日以降に締結する3年以上のリース契約により、新たに導入する建設機械（中古車両を除く。）であること。
- ② 補助金の交付を受けて導入した建設機械は、災害発生時には愛媛県からの指示に従い、災害応急活動等に優先的に使用すること（補助金交付申請時に誓約書を提出していただきます）。
- ③ 補助事業者となった場合は、補助金交付申請日時点で保有し、経営事項審査の項目において加点評価されている建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、大型ダンプ車、移動式クレーン）の台数（補助金交付申請日時点で既に補助金交付対象となる災害対応建設機械を導入している場合は、当該建設機械は保有台数に含まない。）に、補助金の交付を受けて導入した建設機械の台数を加算した台数から、天災その他やむを得ない事情を除き、当該建設機械貸借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日において減少させないこと（補助金交付申請時に誓約書を提出していただきます）。

※1. 「災害発生時」とは、愛媛県災害対策本部条例及び愛媛県災害対策本部要綱に基づき「愛媛県災害対策本部」が設置された災害が発生した場合となります。

※2. 「災害応急活動等」とは、原則として県との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、応急対策業務を施工する場合及び他区域における応急対策業務への応援（下請等を含む。）が必要となった場合のほか、建設機械を用いた緊急的な地域貢献活動が必要となった場合の活動等とします。

※3. 「天災その他やむを得ない事情」とは、保有している建設機械等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとし、次のような事由とします。

- ・天災等により保有建設機械が操作不能となり処分した場合
- ・過失のない事故等により操作不能となり処分した場合
- ・保有建設機械の耐用年数の満了等、通常の使用に耐えなくなり処分した場合
- ・その他知事が特に認める場合

6 申請方法等

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理局 土木管理課 契約・建設業グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

電話番号 (089) 912-2643 FAX番号 (089) 912-2639

(2) 受付期間

令和4年4月4日(月) ~ 令和4年5月13日(金)

※持参又は郵送による。(郵送による場合は、上記期間内に**必着**のこと。)

(3) 提出書類

○補助金交付申請書〔様式第1号〕	愛媛県HPからダウンロードしてください。
○災害対応建設機械導入計画〔別紙〕	※見積書やカタログ等の添付書類が必要となります。
○誓約書〔様式第2号〕	
○県税等の未納がないことの証明	所管の地方局にて発行できます。 【愛媛県HP/納税証明書について】

※愛媛県のホームページアドレス

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/saiseisien/kensetsukikair4.html>

(トップページ→「社会基盤」→「建設業」→「相談窓口・支援」

→「魅力あふれる建設産業支援」→「令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業の募集について」に掲載)

7 補助金交付対象者(補助事業者)の選定手続き

(1) 選定手続き

補助金の交付決定を受ける補助金交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、受付期間内に交付申請書を提出した者(以下「申請事業者」という。)のうち、要綱に定められた要件を満たしている者の中から、次の手順で選定します。

- ① 補助金交付申請額の合計額が予算の範囲内の場合は、該当する全ての申請事業者を補助事業者とする。
- ② 補助金交付申請額の合計額が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲内において、令和元年度、令和2年度並びに令和3年度に当該事業の補助金の交付を受けていない者及び災害時の事業継続計画(BCP)について、四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定を受けている者を優先し、かつ地域性も加味したうえで、導入する災害対応建設機械を取得する場合の販売価格が高価であるものの申請事業者から順次補助事業者を選定することとする。

(2) 選定結果の通知

選定（補助金の交付決定）の結果については、文書でお知らせします。

補助事業者となった方は、「振込先口座の確認」など必要な手続きを行っていただきます。

8 留意事項

(1) 交付決定までの流れ〔見込み〕

①補助金に係る申請書提出	令和4年4月4日～5月13日の受付期間内
②選定結果（交付決定）の通知	受付期限の後、概ね1ヵ月程度以内

(2) 事業完了後の要件

- ① 事業完了後、補助金の交付を受けて導入した建設機械について、当該建設機械に係るリース契約期間もしくは当該建設機械賃借開始日から起算して5年間のいずれか短い期間、毎年5月末日までに前年度分（補助事業完了の日の属する年度を除く。）のリース料金支払証拠書類を提出していただきます。
- ② 事業完了後、補助金の交付を受けて導入した建設機械賃借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日に係る経営規模等評価において、毎年度、同評価結果の通知受領後30日以内に建設業法施行規則様式第25号の15（経営規模等評価結果通知書）の写しを提出していただきます。

令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申請事業者名
代表者職氏名

令和4年度において愛媛県災害対応建設機械保有支援事業を下記のとおり実施したので、令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 災害対応建設機械導入計画 別紙のとおり
- 3 見積書又は契約書写し(リース料及びリース条件(期間・支払方法)等が分かる書類)
- 4 導入する建設機械を取得(購入)する場合は販売価格を証するもの(見積書写し等)
- 5 カタログ等の写し(建設機械の性能等の分かる書類)
- 6 果税等の未納がないことの証明
- 7 その他参考となる資料

本件責任者(職氏名・連絡先)
担当者(職氏名・連絡先)

(注) 見積価格又は契約金額に補助金対象外経費が含まれる場合は、補助金対象外経費の計算根拠となる資料の写しを添付すること。

災害対応建設機械導入計画

申請事業者名(商号又は名称) _____

建設業許可番号 番号 大臣・愛媛県知事 許可(一)第 _____ 号

担当者名 _____ 連絡先 (_____) _____

所属する団体名 _____ E-mail: _____

四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定 有・無

建設機械の製品名 (メーカー・型名)	建設機械の種別(注1)	建設機械の種別(注1)
建設機械を取得(購入)する場合は販売価格(注2)		円
リース期間(予定)		年 月 日から 年 月 日まで
導入する建設機械の主な用途		
交付申請額	リース料総額(注2) A	円 (リース契約期間 年 ヶ月)
	補助対象経費(注3) B	円 (A/リース期間×12月)
	補助限度額 C	円 (令和4年度中支払予定経費) 2,000,000円
	補助金所要額(注4) D D=B/2 or C(B/2≧C)	円
備考		

- (注) 1 ショベル系掘削機又はトラクター・ショベルのいずれかを選択すること。
 2 補助金対象外経費、消費税及び地方消費税額を除く。
 3 いずれか低い方の額とし、1円未満切捨て。
 4 1,000円未満切捨て。
 5 不用の文字は抹消すること。

様式第4号 (第9条第1項関係)

令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県災害対応建設機械保有支援事業を中止 (廃止) したいので、令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止 (廃止) の理由
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

本件責任者 (職氏名・連絡先)
担当者 (職氏名・連絡先)

様式第5号 (第10条第1項関係)

令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業実績報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県災害対応建設機械保有支援事業の実績について、令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業精算額 金 円
- 2 事業の実績 別紙のとおり
- 3 導入した災害対応建設機械に係るリース契約書の写し、当該建設機械の借受証 (引き渡しを受けたことが分かる書類)、リース料金支払証憑書類の写し、自動車検査証 (大型ダンプ車を導入した場合)、製造事業者発行の譲渡証明書又は販売証明書等 (未使用である旨の証明書) の写し
- 4 導入した建設機械の写真
- 5 その他参考となる資料

本件責任者 (職氏名・連絡先)
担当者 (職氏名・連絡先)

(注) リース契約金額に補助金対象外経費が含まれる場合は、補助金対象外経費の計算根拠となる資料の写しを添付すること。

別紙（様式第5号関係）

事業実績報告書

補助事業者名（商号又は名称）

建設業許可番号 大臣・愛媛県知事許可（一）第 号

担当者名 連絡先（ ）

所属する団体名 E-mail:

建設機械の製品名 (メーカー・型名)	建設機械の種別	
リース期間 (契約日)	年 月 日 から 年 月 日まで (契約日: 年 月 日)	
導入した建設機械の主な用途		
事業精算額	リース料総額(注1) A	円 (リース契約期間 年 ヶ月)
	補助対象経費(注2) B	円 (A/リース期間×12月)
		円 (令和4年度中支払総費)
	補助限度額 C	円 (補助金交付決定額)
	補助金所要額(注3) D D=B/2 or C(B/2≥C)	円
備考		

- (注) 1 補助金対象外経費、消費税及び地方消費税額を除く。
 2 いずれか低い方の額とし、1円未満切捨て。
 3 1,000円未満切捨て。

様式第6号（第10条第3項関係）

令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった
愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金について、令和4年度愛媛県災害対応建
設機械保有支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円也

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

(注) 別紙集計表、その他参考となる資料を添付すること。

令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額集計表

[単位：円]

仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税を乗じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等相当額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税を乗じて得た金額との合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日 付け 第 号 で、補助金交付確定の通知があった令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金について、令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

参考様式（第15条関係）

リース料金支払証拠書類（経営規模等評価結果通知書）の提出について

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

標記の件について、令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

建設機械の製品名 (メーカー・型名)	建設機械の種別
リース期間 (契約日)	年 月 日から 年 月 日まで (契約日: 年 月 日)
審査基準日	年 月 日
建設機械の保有台数	台
備考	

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

- (注) 1 前年度分のリース料金支払証拠書類若しくは、建設業法施行規則別記様式第25号の15 (経営規模等評価結果通知書) の写しを添付すること。
2 不要の文字は抹消すること。

建設業者の建設機械保有を支援します！

 (愛媛県災害対応建設機械保有支援事業) 

愛媛県では、災害時に応急活動等を実施する県内の建設業者が所定の建設機械を新たに長期リースする場合に、その経費の一部を補助します。

補助申請に係る手続きや申請書類等は、愛媛県の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますので、ご覧ください。

愛媛県ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/saiseisien/kensetsukikair4.html>

対象者

「愛媛県 災害対応建設機械」で検索！



次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ①愛媛県との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」の締結先である愛媛県建設産業団体連合会の会員団体に所属する建設業者
- ②愛媛県建設工事入札参加資格を有する者
- ③愛媛県内に主たる営業所を有する中小企業者(個人を含む。)

対象機種

災害時において使用される代表的な建設機械として以下の2機種が補助対象となります。

- ショベル系掘削機 ○トラクターショベル (バケット容量が0.4㎡以上のもの)

補助内容

初年度リース料金相当額の1/2(上限200万円)を補助します。

※1者あたりの申請(補助)上限台数は1台となります。

※令和5年3月31日までに支払ったリース料金が補助対象経費となります。

(注)リース料金12カ月分相当額が上限です。

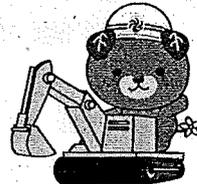
交付要件

- ①令和4年4月1日以降に締結する3年以上のリース契約により、新たに導入する建設機械(中古車両を除く。)であること。
- ②導入した建設機械は、災害発生時には災害応急活動等に優先的に使用すること。
- ③建設機械の導入後、天災その他やむを得ない事情を除き、5年間は建設機械の保有台数を減少させないこと。

募集期間

令和4年4月4日(月)～令和4年5月13日(金)

※補助金の申請にあたっては、募集要項及び補助金交付要綱をよくご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課 契約・建設業G

TEL:089-912-2643 FAX:089-912-2639

E-mail:dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

愛媛県災害対応建設機械保有支援事業の募集概要

◎ 募集期間及び提出先

①募集期間：令和4年4月4日（月）～令和4年5月13日（金）

②提出先：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課 契約・建設業グループ

◎ 提出書類

○補助金交付申請書〔様式第1号〕 ※見積書等の添付書類が必要となります。

○災害対応建設機械導入計画〔様式第1号別紙〕

○誓約書〔様式第2号〕

○県税等の未納がないことの証明

・申請書等の様式及び記載例は、愛媛県庁のホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/saiseisien/kensetsukikair4.html> からダウンロードできます。

（トップページ→「社会基盤」→「建設業」→「相談窓口・支援」→「魅力あふれる建設産業支援」→「令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業の募集について」に掲載）

◎ 補助対象事業者の選定方法

・補助金交付申請額の合計額が予算の範囲を超える場合は、募集期間内に交付申請書を提出した者のうち、交付要綱に定められた要件を満たしている者の中から、予算の範囲内において、令和元年度、令和2年度並びに令和3年度に当該事業の補助を受けていない者及び災害時の事業継続計画（BCP）について、四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定を受けている者を優先し、かつ地域性も加味したうえで、導入する災害対応建設機械を取得する場合の販売価格が高価であるものの申請事業者から順次補助事業者を選定することとします。

※先着順ではありません。

・選定（補助金の交付決定）の結果については、文書でお知らせします。

◎ 補助金申請額の計算例

（例1）リース料総額 14,400 千円 月額リース料 300 千円 リース期間 R4.9.1～R8.8.31
 $300 \text{ 千円} \times 7 \text{ 回 (3/31 までの支払回数)} \times 1/2 = 1,050 \text{ 千円}$

（例2）リース料総額 14,400 千円 年額リース料 3,600 千円 リース期間 R4.9.1～R8.8.31
 $3,600 \text{ 千円} \times 1 \text{ 回 (3/31 までの支払回数)} \times 1/2 = 1,800 \text{ 千円}$

（例3）リース料総額 14,400 千円 月額リース料 500 千円（～3/31）、265 千円（4/1～）
リース期間 R4.9.1～R8.8.31
 $500 \text{ 千円} \times 7 \text{ 回 (3/31 までの支払回数)} \times 1/2 = 1,750 \text{ 千円}$

令和4年度愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内の建設業者が災害時に使用される代表的な建設機械(以下「災害対応建設機械」という。)を新たに長期リースする際に要する経費に対し、予算の範囲内で、愛媛県災害対応建設機械保有支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、災害時に応急活動等を実施する建設業者による地域の災害対応能力の向上と迅速な応急活動を行うことができる体制整備を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「災害対応建設機械」とは別表1に掲げる建設機械をいう。
- 2 この要綱において「建設業者」とは建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受け建設業を営む者をいう。
- 3 この要綱において「長期リース」とはリース契約期間が3年以上のものをいう。
- 4 この要綱において「愛媛県建設工事入札参加資格を有する者」とは愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年愛媛県告示第607号)第3条に規定する令和3・4年度を有効年度とした格付けを受けた者をいう。
- 5 この要綱において「中小企業者」とは中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する者をいう。
- 6 この要綱において「主たる営業所」とは建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所であり、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条(建設業法第11条第1項に基づく変更等の届出を行っている場合には同規則第9条)に定める様式により「主たる営業所」として国土交通大臣または当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出た営業所をいう。

(補助対象者)

第3条 当該支援事業の補助対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 愛媛県建設産業団体連合会の会員団体に所属する建設業者
- (2) 愛媛県建設工事入札参加資格を有する者
- (3) 愛媛県内に主たる営業所を有する中小企業者(個人を含む。)

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和4年4月1日以降に契約締結し、新たに導入する災害対応建設機械(中古車両を除く。)の長期リースに係る別表2に掲げる経費とする。

なお、この補助金以外に当該建設機械のリースに関して別途補助金等の交付を受ける場合は、当該経費から別途交付を受ける補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

する。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としないものとする。

(1) 消費税及び地方消費税相当額

(2) 本事業として適当とは認められない費用

2 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

3 補助金の額は、2,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、災害対応建設機械導入計画のほか関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 申請事業者の申請回数(1回を限度とし、1申請あたりの限度台数は1台とする)は、申請事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)により災害対応建設機械を導入した場合に、第14条に掲げる事項を遵守することを誓約する書面(様式第2号)を第1項の申請書に添えて提出しなければならない。

4 申請事業者は、第1項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当であり、補助金を交付すべきものと認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 補助事業者は、補助事業について内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第4項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第4項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合)には、その金額が減じた額を上回る部分の金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算申請書(様式第7号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算申請書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(災害対応建設機械の優先的使用等)

第14条 補助事業者は、補助事業により導入した災害対応建設機械について、災害発生時には愛媛県からの指示に従い、災害応急活動等に優先的に使用すること。

2 補助事業者は、第5条の規定による補助金の交付申請日時時点で保有し、建設業法第27条の2第3項において定められた経営事項審査の項目において加点評価されている建設機械の台数に、補助事業により導入した災害対応建設機械を加算した台数から、天災その他やむを得ない事情を除き、当該建設機械賃借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日において、減少しないようにすること。

ただし、補助金の交付申請日時時点で、既に第4条に定める補助金の交付の対象となる災害対応建設機械を導入している場合は、当該建設機械は交付申請日時時点で保有台数に含まないものとする。

(リース料金支払証拠書類等の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業により導入した災害対応建設機械に係るリース契約期間もしくは当該建設機械賃借開始日から起算して5年間のいずれか短い期間、毎年5月末日までに前年度分(補助事業完了の日の属する年度を除く。)のリース料金支払証拠書類を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助事業で導入した災害対応建設機械賃借開始日から起算して5年間のうちにある審査基準日に係る建設業法第27条の26に規定する経営規模等評価において、毎年度、同法第27条の27に規定する経営規模等評価の結果の通知受領後30日以内に建設業法施行規則別記様式第25号の15の写しを知事に提出するものとする。

(指導監督)

第16条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されられているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了したとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (6) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第18条 補助事業により導入し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械および重要な器具とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

別表1 (第2条第1項関係)

名 称	範 囲
シヨベル系掘削機	シヨベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバのアクセサリーを有するもの
トラクターシヨベル	バケット容量が0.4㎡以上のもの

注 シヨベル系掘削機及びトラクターシヨベルについては、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するもの。

別表2 (第4条関係)

補助対象経費	次に掲げる経費のうち、いずれか低い方の額とする。 (1)長期リースに係る経費の総額をリース契約期間(月数)で除し、12月を乗じて得た額(月額リース料12カ月相当分(1円未満切捨て)) (2)リース契約書に基づき令和5年3月31日までに支払う長期リースに係る経費
--------	--